

令和3年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和3年8月23日（月） 午前9時から午前9時55分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	欠	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

—	有馬 研一	—	西元 貞幸	—	中牧 龍次	—	鶴田 勉
—	永山 智哉	—	谷口 芳久	—	細川 健一	—	入佐 哲朗
—	持増 正	—	中尾 明德	—	矢野 嘉彦	—	川崎 守
—	垣内 直人	—	上穂木 紀順	—	松元 渡		
—	徳田 潤一	—	立元 和揮	—	本村 ヤス子		
—	高田 裕幸	—	森園 浩美	—	楠園 隆幸		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明
かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

5 事務局職員 局 長 西迫 博
次長兼農地係長 下原 隆二

振興係長	井手口 剛
主 査	関口 実
主 査	池畑 信幸
主 査	下仮屋 重博
主 幹	梶原 宏行 (輝北総合支所産業建設課)
主 査	鳥巢 良和 (串良総合支所産業建設課)
主 査	下川路 茂 (吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画決定について
 - ・ 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・ 農用地転用の事業計画変更について
 - ・ 農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・ 農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・ 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・ 非農地証明について
 - ・ 農地移動適正化あっせん申出について
 - ・ 農地利用最適化推進委員の辞職について
 - ・ 農地利用最適化推進委員の選任について
- [報告]
- ・ 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について
 - ・ 農地利用（形質）変更届の専決処分について
- [その他]
- ・ 農地用の利用の最適化の推進に関する指針について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 園田 誠 委員・倉田 雪男 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和3年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和3年8月23日(月) 開会 午前9時 閉会 午前9時55分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和3年度第5回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の、欠席は、西ノ原委員の1名です。

出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴い推進委員の出席は求めておりません。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以後の議事の進行は、木場会長にお願いいたします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号5番の園田委員と、6番の倉田委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の池畑主査を指名します。推進委員の総会への出席を求めていませんので、推進委員に関する案件は退席を求めずそのまま進めていきます。

議長 これより議事に入ります。1頁、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第36号、1頁から40頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和3年8月24日です。合計面積は、13万5千695㎡、うち更新分6万7千560㎡、内訳、田3万4千252㎡、畑10万1千443㎡です。利用権を設定する者47人、設定を受ける者37人です。始期は、いずれも令和3年9月1日です。期間は、1年、3年、3年4ヵ月、5年、6年、8年、10年です。

次の3頁から26頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番2番は、設定期間が1年です。3頁、1番は、賃借権で新規設定。2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、3番から8頁11番までは、設定期間が3年です。4頁3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番、6番は、使用貸借権で新規設定。

次に、6頁、7番は、賃借権で新規設定。8番は、賃借権で再設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で再設定。

次に、8頁、11番は、使用貸借権で再設定。

次の12番は、設定期間が3年4ヵ月で、賃借権で再設定。

次に、9頁、13番から15頁の25番までは、設定期間が5年です。9頁13番は、賃借権で新規設定。14番は、使用貸借権で新規設定。

次に、10頁、15番、16番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、17番、18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、19番、20番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、21番は、使用貸借権で再設定。22番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、23番、24番は、賃借権で再設定。

次に、15頁、25番は、賃借権で再設定。

次の26番から17頁29番までは、設定期間が6年です。15頁26番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、27番は、賃借権で再設定。28番は、使用貸借権で再設定。

次に、17頁、29番は、賃借権で再設定。

次の30番から18頁31番は、設定期間が8年です。17頁30番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、31番は、賃借権で新規設定。

次の32番から26頁47番までは、設定期間が10年です。18頁32番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、33番34番は、賃借権で新規設定。

次に、20頁、35番、賃借権で新規設定。

次に、21頁、36番、37番は、賃借権で新規設定。

次に、22頁、38番、39番は、賃借権で新規設定。

次に、23頁、40番、41番は、賃借権で再設定。

次に、24頁、42番、43番は、使用貸借権で再設定。

次に、25頁、44番は、賃借権で再設定。45番は、使用貸借権で再設定。

次に、26頁、46番、47番は、使用貸借権で再設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3頁から26頁までの合計47件の利用権設定です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

議長 　次に、27頁「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 所有権移転について、27 頁から 31 頁です。27 頁で説明します。

公告年月日は令和 3 年 8 月 24 日、合計面積は、1 万 3 千 220 m²です。うち、田 4 千 131 m²、畑 9 千 89 m²です。所有権を移転する者 6 人、所有権の移転を受ける者 6 人です。

次に 28 頁、1 番はあっせん協議成立したものです。

次の 2 番から 30 頁の 6 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 31 頁にあっせん事業活動報告が記載されていますので、事務局の報告をお願いします。

下仮屋 31 頁です。1 番について報告します。去る 8 月 5 日、譲渡人と譲受人と委員 1 名、事務局職員が同席し、農地の斡旋協議を行いました。協議の結果、10 a 当たり 51 万 4,000 円の総額 125 万 0,000 円で斡旋が成立したことを報告します。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議が成立したものの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、残りの所有権移転協議が成立したものの 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、32 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 中間管理権設定については、32 頁から 40 頁です。32 頁で説明します。

公告年月日は、令和 3 年 8 月 24 日です。合計面積は、3 万 8 千 23 m²で、うち、田 1 万 8 千 310 m²、畑 1 万 9 千 713 m²です。利用権を設定する者 14 人、利用権の設定を受ける者 4 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 3 年 9 月 1 日で、設定期間は 5 年、10 年です。

33 頁をご覧ください。1 番は、設定期間が 5 年で、賃借権。

次の 2 番から 40 頁 14 番までは、設定期間が 10 年です。33 頁 2 番は賃借権。

次に、34 頁、3 番、4 番は、賃借権。

次に、35 頁、5 番、6 番は、賃借権。

次に、36 頁、7 番、8 番は、賃借権。

次に、37 頁、9 番は、賃借権。

次に、38 頁、10 番、11 番は、賃借権。

次に、39 頁、12 番は、賃借権。13 番は、使用貸借権。

次に、40 頁、14 番は、使用貸借権。以上です。

議 長 　ただいま説明がありました、33 頁、1 番の 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、33 頁、2 番から 40 頁、14 番までの 10 年もの 13 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、41 頁、議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第 37 号、41 頁から 45 頁です。45 頁で説明します。今回は、所有権移転 13 件です。

内訳は、田 15 筆、1 万 4 千 774 m²、畑 21 筆、3 万 5 千 422 m²、計 36 筆、5 万 196 m²です。

初めに、41 頁です。1 番は、田 914 m²の売買です。2 番は、田 944 m²の売買です。3 番は、畑 1 千 18 m²の売買です。4 番は、畑 3 千 997 m²の売買です。5 番は、次の頁にかけて、田 3 千 222 m²、畑 1 万 891 m²の贈与です。

次に、42 頁、6 番は、畑 1 千 419 m²の売買です。7 番は、次の頁にかけて、田 4 千 269 m²、畑 1 万 3 千 678 m²の贈与です。

次に、43 頁、8 番は、畑 705 m²の売買です。9 番は、次の頁にかけて、田 2 千 15 m²の売買です。

次に、44 頁、10 番は、田 2 千 584 m²の売買です。11 番は、田 826 m²の売買です。12 番は、畑 3 千 125 m²の贈与です。

次に、45 頁、13 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 　ただいま事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、45 頁、13 番を中塩屋委員に、報告をお願いします。

中塩屋 　議席番号 4 番の中塩屋です。去る 8 月 12 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。まず、45 頁の 13 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地の隣に娘が居宅を建築しますが、野菜を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　ただいま、説明、報告がありました 13 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、46 頁、議案第 38 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 38 号、46 頁です。1 番は、令和 2 年に許可を受けたもので、当初は職員用駐車場を整備する計画でしたが、既存病院施設の経年劣化により、建て替えの必要が生じたため、病院施設と来客用駐車場を整備するため、事業計画の変更を行うものです。5 条申請 19 番と関連です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました、事業計画変更 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、47 頁、議案第 39 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 39 号、47 頁です。今回は 4 件で、畑 5 筆、6 千 461 m²となっています。

1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。2 番は、コンテナ倉庫・駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 2 です。3 番は、農業用機械倉庫を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。4 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、47 頁、4 番を寺下委員に、報告をお願いします。

寺 下 議席番号 3 番の寺下です。去る 8 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

47 頁の 4 番ですが、申請地は申良平和公園の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されており、農業振興地域整備計画に定める農用地区域内農地です。申請者は市内の方で、申請地に畜舎及び堆肥舎を整備する計画です。転用目的が農業用施設の整備であることから、農用地区域内農地の許可要件である「農用地利用計画指定用途」に該当すると判断しました。なお、既に堆肥舎及び畜舎の一部が整備済みであることから始末書を添付しての申請となっております。

以上、排水対策も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しました、許可申請 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、48 頁、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 40 号、48 頁から 53 頁です。53 頁で説明します。今回は、22 件で、田 1 筆 679 m²、畑 30 筆、2 万 7 千 753 m²、計 31 筆 2 万 8 千 432 m²となっています。

48 頁をご覧ください。1 番は、一般住宅・カーポートを整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、局舎・駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は、事務所を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。

4 番は、一般住宅・学習塾・駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

5 番と次の頁の 6 番は関連です、5 番と 6 番は一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次に、49 頁、7 番は、牛舎・堆肥舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次に、50 頁、次の 8 番から 53 頁 22 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、50 頁、8 番から、51 頁、15 番までを新原委員に、51 頁、16 番から、53 頁、22 番までを寺下委員に、報告をお願いします。

新原 議席番号 1 番の新原です。去る 8 月 11 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、50 頁の 8 番ですが、申請地は田崎中学校の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、都市計画用途地域から 500m 以内に位置するため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅及び車庫を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 9 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 10 番ですが、申請地は田崎地区学習センターの東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地

に一般住宅及び駐車スペースを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に11番ですが、申請地は鹿屋内陸工業団地の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に建売分譲（9棟）を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、申請地の南西側に残地94㎡ができるため、農地として適正に管理されるように指導したところです。

次に51頁の12番ですが、申請地は星塚敬愛園の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は県外の方で、申請地に隣接する食品加工場の駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、申請地は南小学校の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は県外の法人で、申請地に太陽光発電設備を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については自然地下浸透となっていたことから、周辺に悪影響がないように対策の強化を行うよう指導したところです。

次に14番ですが、申請地は霧島ヶ丘公園の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及びカーポートを整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に15番ですが、申請地は霧島ヶ丘公園の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、8番から15番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

寺下 議席番号3番の寺下です。去る8月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、51 頁の 16 番ですが、申請地は大隅森林管理署の北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に建売住宅（9 棟）、通路及び駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 52 頁の 17 番ですが、申請地は海上自衛隊鹿屋航空基地の東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、都市計画用途地域から 500m 以内に位置するため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に水道工事等の貸資材置場を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。なお、申請地西側が隣接する航空基地側に下っており、近隣に住宅もあることから、雨水の流出や資材の周辺への飛散がないように、十分な対策を取るよう指導したところです。

次に 18 番ですが、申請地は鹿屋市文化会館の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、都市計画用途地域から 500m 以内に位置するため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、公共施設等が連たんしている区域に近接する場所で、第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 19 番ですが、申請地は鹿屋市文化会館の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に病院及び駐車場を整備する計画です。申請地に隣接する農地以外の土地と一体で整備することから、第 1 種農地の許可要件である「隣接地一体事業」に該当すると判断しました。なお、都市計画法に定める開発行為に該当することから、転用許可は、開発許可と同時という条件を付けることとなります。

次に 20 番ですが、申請地は玉山神社の南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、都市計画用途地域から 500m 以内に位置するため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 53 頁の 21 番ですが、申請地は上小原小学校の北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 22 番ですが、申請地は上小原小学校の東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから第 1 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅、自営業用の作業場・倉庫及び駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、16 番から 22 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました、許可申請 22 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、54 頁、議案第 41 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 41 号、54 頁から 66 頁です。55 頁で説明します。右下の表をご覧ください。

今回は 11 件で 3 万 4 千 275.55 m²です。内訳は、田 3 千 821 m²、畑 2 万 9 千 355 m²、その他 1 千 99.55 m²となっています。次の 56 頁から 66 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、54 頁、1 番から、55 頁、11 番までを大園委員に、報告をお願いします。

大園 　　議席番号 2 番の大園です。去る 8 月 11 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

54 頁をご覧ください。まず 1 番ですが、周辺図等は 56 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅 1 棟を建築する計画です。申請地は川西簡易郵便局の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 57 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅 2 棟を建築する計画です。申請地は川西簡易郵便局の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 58 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅 3 棟及び駐車場を建築する計画です。申請地は鹿屋東中学校

の東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがなく、住宅等が連たんしている区域に近接するため第 2 種農地です。申請地は第 2 種農地の、許可基準である市街地近接農地に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、周辺図等は 59 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に飲料水プラント・倉庫・駐車場を整備する計画です。申請地は鹿屋東中学校の北に位置し、周辺は市街地化の傾向が著しい区域内にあり、第 3 種農地と判断されます。申請地は街区内に占める宅地面積の割合が 40%以上を超過していることから、「街区 4 割超住宅化農地」に該当し、転用の見込みがあると判断しました。

次に 5 番ですが、周辺図等は 60 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に製品置場・駐車場・通路を整備する計画です。申請地は旭原公民館の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 6 番ですが、周辺図等は 61 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に建売住宅 8 棟を建築する計画です。申請地はエンゼル保育園の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行されていることから、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 7 番ですが、周辺図等は 62 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅 9 棟・駐車場・通路を整備する計画です。申請地はセブンイレブン鹿屋旭原店の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、旭原町 2673 番 1 は登記地目が宅地となっており、現状も畑ではないことから、農地法は適用されないと思われます。

次に 8 番ですが、周辺図等は 63 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅 9 棟・駐車場・通路を整備する計画です。申請地は上小原小学校の北東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 9 番ですが、周辺図等は 64 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建築する計画です。申請地は上小原小学校の北に位置し、周

辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 10 番ですが、周辺図等は 65 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に牛舎 3 棟・堆肥舎・調整池・農業用倉庫を整備する計画です。申請地は串良さくら温泉の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 11 番ですが、周辺図等は 66 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に木材置場を整備する計画です。申請地は串良大園簡易郵便局の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。既存の施設に隣接して施設を拡張する計画であることから、許可基準の既存施設の拡張に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。

議長 　　ただいま、説明、報告があった 11 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、67 頁、議案第 42 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 42 号、67 頁です。今回は 4 件で、畑 6 筆、6 千 439 m²です。

すべて記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、67 頁、1 番から、4 番までを中塩屋委員に、報告をお願いします。

中塩屋 　　議席番号 4 番の中塩屋です。去る 8 月 12 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、67 頁の 1 番ですが、申請地は、獅子目中央公民館の北東に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。大木等もあり周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番ですが、申請地は鹿屋農業高校の北に位置し、平成 11 年から住宅及び店舗敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から 20 年以上経過していることが判断さ

れ、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は申良さくら温泉の南西に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。大木等もあり周囲の状況から、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番ですが、申請地は輝北ダムの南に位置し、平成12年頃から山林化しているとのことでした。大木等もあり周囲の状況から、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告があった4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、68頁、議案第43号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第43号、68頁から69頁です。今回新たに、譲渡希望が68頁、1番から4番。

次に、賃貸借希望が69頁、1番から3番までですので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

68頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番、2番を泊委員と松元委員に、3番を有村委員と有馬委員に、4番を本田委員にお願いします。4番のあっせん委員については、本来、2名の委員を指名するところですが、岩井さんが推進委員を辞退されたので、今のところ1名の委員の指名となっています。

次に、69頁、賃貸借希望の1番、2番を畠井委員と西元委員に、3番を郷原委員と細川委員にお願いします。

次に、70頁、議案第44号「農地利用最適化推進委員の辞職について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

局長 推進委員の岩井洋子氏から、一身上の都合により、令和3年8月10日をもって、鹿屋市農地利用最適化推進委員を辞職したい旨の申し出があったところです。以上で説明を終わり

ます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、推進委員の辞職については、鹿屋市農業委員会規則第9条に基づき、会長が委員会で議決を経て許可することとなっていますので、辞職を承認してよろしいですか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、岩井委員の辞職については、承認いたします。

次に、71頁、議案第45号「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

局長 本来なら募集の手続きを行い、選考委員会で候補者を決定することになっておりますが、農地利用状況調査など、推進委員がすぐに取り組まなければならない活動もあることから、急きよ、選任について承認をお願いするものです。新たな推進委員として浜田町の楠園 隆幸さんであります。親が、高菜や甘藷を作付けしておりその後継者で、4Hクラブに所属された青年であります。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、農地利用最適化推進委員の選任について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、楠園 隆幸さんを農地利用最適化推進委員として選任いたします。

次に、72頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

井手口 合意解約について、72頁から80頁です。今回は17件で、これらは全て記載のとおり、農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、72頁から、80頁までの17件の合意解約です。報告しておきます。

次に、81頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」報告いたします。農地の高低差をなくすため、高地の土を3m程度削り、低地に埋め戻しを行い、作業の効率化を図るため、工期が総会前に着手となっていたため、8月4日に、藏ヶ崎委員により現地調査を行い、専決処分したものです。この専決処分に対し承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

次に、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について説明します。82頁をお開きください。指針につきましては、「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務と位置づけられ、3年前に作成した指針を元に、新たな指針の作成が義務付けられているところです。指針では、1 遊休農地の発生防止・解消について、2 担い手への農地利用の集積・集約化について、3 新規参入の促進についての3点について具体的な数値目標と推進方法を定めることとなっております。今回、素案をお手元に配布しておりますが、数値目標等内容をご確認いただき、ご意見をいただきたいと思っております。いただいたご意見等を次回総会までに整理し、9月総会で内容を報告し、鹿屋市農業委員会の指針として、承認をいただく計画です。以上で説明を終わります。

議長 それでは、9月の総会で承認をいただき県へ提出する方向であります。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので意見等がありましたら事務局へ連絡いただければ次回総会までに整理し9月総会で内容を報告いたします。

以上で、第5回総会に付議された議案等の審議は全て終了いたしました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局からお願いします。

次長 次に、8月31日火曜日に開催予定の鹿児島県農業委員会大会は、令和4年2月1日火曜日に延期になりましたので、お知らせいたします。また、9月以降の現地調査の調査員割当表については、資料を配布しますので、日程の調整をお願いします。以上です。

局長 それでは、9月の調査委員を申し上げます。

9月10日、金曜日、4条・5条の調査が、園田委員、高田委員でございます。

9月10日、金曜日、農振調査が、倉田委員、西元委員でございます。

9月13日、月曜日、4条・5条の調査が、畠井委員、谷口委員でございます。

9月13日、月曜日、3条調査が、西ノ原委員、中尾委員でございます。

9月の総会は、9月22日、水曜日の9時からとなります。

議長 他にありませんか。ないようですので、これをもって令和3年度第5回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（閉会）